

播磨高原広域事務組合上水道事業

平成31年度水質検査計画



水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠なものです。水質検査計画とは適正な水質検査を行うために、水質検査の方法や項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目と検査頻度
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査方法
- 8 水質検査計画及び結果の公表
- 9 水質検査の精度と信頼性の保証
- 10 関係者との連携

1 基本方針

(1) 検査地点

水道法で検査が義務付けられている蛇口に加えて、浄水ポンプ場出口及び水源とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている「1日1回行う検査項目」と定期検査として「水質基準項目」、その他の項目として水質管理上留意した方が良いとされる「水質管理目標設定項目」及び安全で良質であることを確認するために組合が独自に行う「独自検査項目」とします。

(3) 検査頻度

水道法に基づく色、濁り、消毒の残留効果の検査および異常な臭味、PH測定は1日1回行う項目として実施します。

水質基準項目のうち省略不可項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度）は月1回実施します。

その他の水質基準項目、水質管理目標設定項目、独自検査項目の検査は水道法及び当該施設の過去の検査結果などに基づき、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

なお、水源、水道施設で水質汚染・異常があったとき、または、そのおそれが高いと思われるときは、必要な地点で臨時に検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

区 分	内 容
給水区域	たつの市新宮町 光都1丁目の一部、光都2丁目の一部、光都3丁目の一部 赤穂郡上郡町 光都1丁目の一部、光都2丁目の一部、光都3丁目の一部 佐用郡佐用町 光都1丁目の一部
給水人口（平成29年度末）	742 人
普及率（平成29年度）	100 %
給水戸数（平成29年度末）	355 戸
計画一日最大給水量	22,000 m ³
一日最大給水量（平成29年度）	2,656 m ³
一日平均給水量（平成29年度）	1,677 m ³

(2) 水道施設現況

水源、浄水方法

水源池名称	曾我井水源	新宮新水源	川向水源
所在地	たつの市新宮町曾我井 字高河原 707	たつの市新宮町下野 字砂田 652-1	上郡町上郡字川向 3-1
水源種別	浅井戸	浅井戸	浅井戸
取水能力	2, 010m ³ /日	2, 010m ³ /日	8, 040m ³ /日
現況取水能力	2, 010m ³ /日	2, 010m ³ /日	4, 020m ³ /日
浄水方法	塩素消毒のみ		膜ろ過 (UF)
現況処理能力	4, 000m ³ /日		4, 000m ³ /日

3 原水及び水道水の状況

(1) 原水の状況

ア. 新宮系（曾我井水源、新宮新水源）

いずれの水源も地下水であり、水質基準値を十分下回っており、水質は安定しており塩素滅菌処理を行い供給できる体制ですが、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物に対する処理を行っていないため指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を毎月、クリプトスポリジウム、ジアルジア検査については3ヶ月に1回実施し監視しています。あわせて原水における今後の動向調査のため紫外線吸光度の測定を毎月実施します

また、新宮系は現在播磨科学公園都市の予備水源として位置づけ緊急時に安定供給できるよう体制を整備しております。

イ. 上郡系（川向水源）

この水源も地下水であり、水質基準値を十分下回っており水質も安定しています。

現在クリプトスポリジウムの耐塩素性病原微生物に対する処理として、膜ろ過処理を行い塩素滅菌後送水しております。なお、原水の状況確認のため指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査ならびにクリプトスポリジウム、ジアルジア検査を1年に1回実施し監視します。あわせて原水における今後の動向調査のため紫外線吸光度の測定を毎月実施します

(2) 水道水の状況

水道水は、これまでの検査結果から水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。

4 検査地点

(1) 蛇口（別図参照）

各配水池の管末地点を選定し、3箇所で行います。

(2) 浄水場出口

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場の出口で必要な項目の水質検査を行います。

(3) 水源

安全で良質な水道水を供給するための浄水処理に、水源の水質が影響を与えるため、各水源にて水質検査を行います。

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 1日1回行う検査項目（蛇口にて採水） 【水質検査表（1）参照】

水道法に定められた色、濁り、消毒の残留効果（遊離残留塩素）および異常な臭味、PH測定の検査を行います。

(2) 定期検査項目

1) 水質基準項目（蛇口にて採水） 【水質検査表（3）-1～（3）-3参照】

ア、月1回の検査項目

水質基準51項目のうち、下記の9項目については月1回の検査を行います。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度

イ、年4回の検査項目（概ね3ヶ月に1回以上検査する19項目）

（鉄及びその化合物については、第1配水池のみ実施）

シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、鉄及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、非イオン界面活性剤

ウ、年1回の検査項目（23項目）

過去3年間の検出状況から判断すると検出頻度を減少できる項目ですが、水質の状況確認の意味で年1回検査を行います。

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、陰イオン界面活性剤、フェノール類

エ、臭気物質の検査（2項目）

臭気物質については、水源において藻類が発生していると予想される期間について月1回の検査を行います。

ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール

2) その他の項目 【水質検査表（2）、（4）、（5）参照】

水質管理目標設定項目（浄水場出口にて採水）、独自検査項目（水源にて採水）については、別表のとおり検査を行います。

6 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、供給点周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 送水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

7 水質検査方法（自己/委託の区分）

(1) 水質検査方法

水質検査方法は水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省公示第 261号)により行い、クリプトスポリジウム, ジアルジアならびに指標菌検査方法については、「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」(平成19年3月30日付け健水発0330006号水道課長通知)ならびに「水道に関するクリプトスポリジウム等の検出のための検査方法の見直し等について」(平成24年3月2日付け健水発0302第2号水道課長通知)により行い、省令等に記載されていない項目については上水試験方法(日本水道協会)等により行います。

(2) 自己/委託の区分

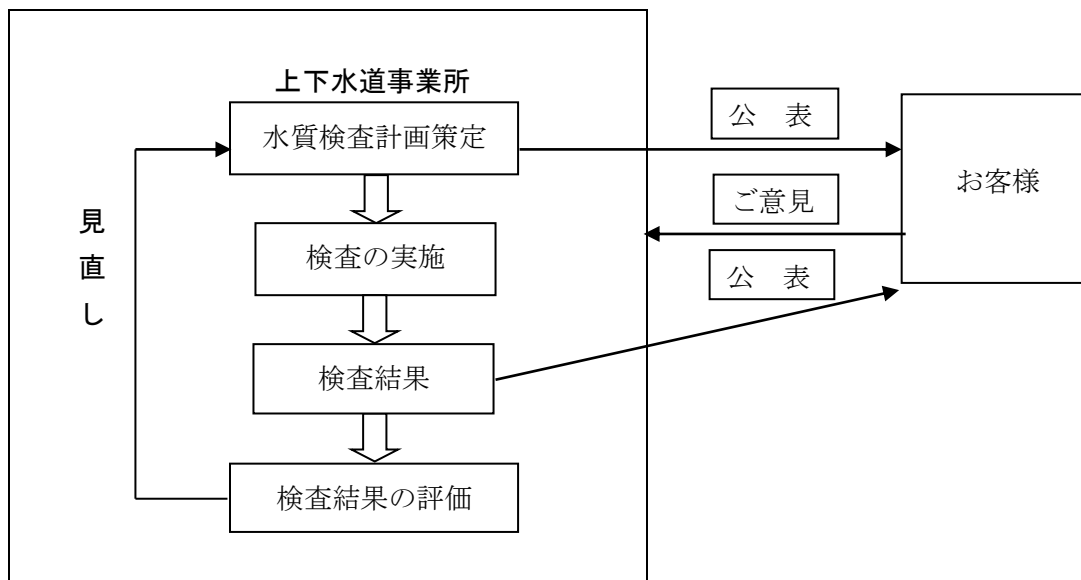
1日1回行う検査については、「播磨高原広域事務組合上下水道施設維持管理業務他」受注者にて実施し、1日1回行う検査以外については、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣登録検査機関に委託します。なお、採水については、「播磨高原広域事務組合上下水道施設維持管理業務他」受注者にて実施することとし、臨時の検査については上下水道事業所職員で実施します。試料の運搬については、上下水道事業所までは採水者にて実施し、上下水道事業所から検査機関までは水質検査受託者にて実施します。

8 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画については、ご意見ならびに過去の検査結果等を踏まえ毎年見直しを実施し、毎事業年度の開始前に公表します。

水質検査結果、水質検査年報の公表は、定期的に公表します。

水質検査計画策定の概念図



9 水質検査の精度と信頼性の保証

水質検査（1日1回行う検査項目を除く）については、水道法第20条第3項の登録機関のなかで、基準項目、クリプトスポリジウムの自社検査および水質異常等の緊急時に24時間対応が可能な機関にて実施し、基準項目の精度管理については法律により精度管理が義務付けられていることから、受託者よりこの精度管理の報告書を提出していただき、内容を確認していきます。

10 関係者との連携

水質汚染事故や水系感染症が発生した場合、関係市町環境担当課、関係水道事業者、県民局（健康福祉事務所、環境課）等と情報交換を図りながら現地調査を行い必要に応じて水質検査を実施します。

水質検査表(1) 1日1回行う水質検査

No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	
3	異常な臭味	
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上
5	PH	5.8~8.6

水質検査表(2) 独自水質検査

No.	検査項目	検査計画頻度(回/年, 水源)			備考
		曾我井水源	新宮新水源1・2号井	川向水源1・2号井	
1	一般細菌	1	各1	各1	水質基準項目と同じ項目
2	大腸菌				
3	カドミウム及びその化合物				
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物				
7	ヒ素及びその化合物				
8	六価クロム化合物				
9	亜硝酸態窒素				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				
12	フッ素及びその化合物				
13	ホウ素及びその化合物				
14	四塩化炭素				
15	1,4-ジオキサン				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				
17	ジクロロメタン				
18	テトラクロロエチレン				
19	トリクロロエチレン				
20	ベンゼン				
21	亜鉛及びその化合物				
22	アルミニウム及びその化合物				
23	鉄及びその化合物				
24	銅及びその化合物				
25	ナトリウム及びその化合物				
26	マンガン及びその化合物				
27	塩化物イオン				
28	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				
29	蒸発残留物				
30	陰イオン界面活性剤				
31	ジェオスミン				
32	2-メチルイソボルネオール				
33	非イオン界面活性剤				
34	フェノール類				
35	有機物等(TOC)				
36	PH				
37	味				
38	臭気				
39	色度				
40	濁度				
41	侵食性遊離炭酸				
42	アンモニア性窒素				
43	クリプトスポリジウム				
44	ジアルジア				
45	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌)				
46	大腸菌				
47	紫外線吸光度				

※ (一)は、検査を実施しません。

水質検査表(3)-2 水質基準項目
第2配水池検査地点

基準 No.	検査項目	基準値	過去3年間の最大値	過去データを考慮した省略可能検査回数	組合が設定した年間検査回数	設定理由等	区分
1	一般細菌	100 個/mL以下	0 個/mL	1回/月	1回/月	月1回とされている項目	病原生物
2	大腸菌	不検出	不検出				
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L以下	1回/3年	1回/年	安全性確認のため	重金属・無機物質
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005 mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	3ヶ月/回の検査とされている項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	2.4 mg/L			過去の検査データを考慮し3ヶ月/回の検査とされている項目	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.26 mg/L	1回/3年	1回/年	安全性確認のため	一般有機化学物質
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.16 mg/L				
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L以下				
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L以下				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L以下				
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L以下				
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下				
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下				
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下				
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.08 mg/L以下				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L以下				
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.006 mg/L以下				
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.003 mg/L以下				
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L以下				
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下				
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.02 mg/L				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.003 mg/L以下				
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.003 mg/L以下				
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下	0.009 mg/L以下				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.008 mg/L以下	1回/3年	1回/年	性状確認のため	色
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01 mg/L				味覚
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下				色
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L				
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01 mg/L	1回/月	1回/月	月1回とされている項目	味覚
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	16 mg/L				
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	過去の検査データを考慮し3ヶ月/回の検査とされている項目	味覚
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	38 mg/L				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	91 mg/L	1回/3年	1回/年	安全性確認のため	発泡
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	240 mg/L				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下	藻類発生時期に 1回/月	7月~8月まで 1回/月	これらの物質を産生する藻類の繁殖に併せて検査	におい
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001 mg/L以下				
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000001 mg/L以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	過去の検査データを考慮し3ヶ月/回の検査とされている項目	発泡
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.005 mg/L以下				
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005 mg/L以下	1回/3年	1回/年	安全性確認のため	におい
46	有機物等(TOC)	3 mg/L以下	0.4 mg/L以下				
47	PH	5.8~8.6	7.8	1回/月	1回/月	月1回とされている項目	基礎的性状
48	味	異常でないこと	異常なし				
49	臭気	異常でないこと	異常なし				
50	色度	5 度以下	1 度以下				
51	濁度	2 度以下	0.2 度以下				

水質検査表(3)－3 水質基準項目
第3配水池検査地点

基準 No.	検査項目	基準値	過去3年間の最大値	過去データを考慮した省略可能検査回数	組合が設定した年間検査回数	設定理由等	区分
1	一般細菌	100 個/mL以下	0 個/mL	1回/月	1回/月	月1回とされている項目	病原生物
2	大腸菌	不検出	不検出				
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L以下	1回/3年	1回/年	安全性確認のため	重金属・無機物質
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005 mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L				
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	3ヶ月/回の検査とされている項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	2.4 mg/L			過去の検査データを考慮し3ヶ月/回の検査とされている項目	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.26 mg/L	1回/3年	1回/年	安全性確認のため	一般有機化学物質
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.17 mg/L				
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L以下				
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L以下				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L以下				
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L以下				
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下				
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下				
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下				
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.08 mg/L				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	3ヶ月/回の検査とされている項目	消毒副生成物
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.006 mg/L以下				
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.003 mg/L以下				
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L以下				
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下				
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.02 mg/L				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.003 mg/L以下				
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.003 mg/L				
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.009 mg/L以下				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.008 mg/L以下				
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01 mg/L以下	1回/3年	1回/年	性状確認のため	色
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下				
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.01 mg/L以下				
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.02 mg/L				
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	16 mg/L	1回/月	1回/月	月1回とされている項目	味覚 色
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L以下				
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	36 mg/L	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	過去の検査データを考慮し3ヶ月/回の検査とされている項目	味覚
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	100 mg/L				
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	250 mg/L	1回/3年	1回/年	安全性確認のため	発泡
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下				
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001 mg/L以下	藻類発生時期に 1回/月	7月～8月まで 1回/月	これらの物質を産生する藻類の繁殖に併せて検査	におい
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000001 mg/L以下				
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.005 mg/L以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	過去の検査データを考慮し3ヶ月/回の検査とされている項目	発泡
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005 mg/L以下	1回/3年	1回/年	安全性確認のため	におい
46	有機物等(TOC)	3 mg/L以下	0.6 mg/L	1回/月	1回/月	月1回とされている項目	基礎的 性状
47	PH	5.8～8.6	7.6				
48	味	異常でないこと	異常なし				
49	臭気	異常でないこと	異常なし				
50	色度	5 度以下	1 度以下				
51	濁度	2 度以下	0.2 度以下				

水質検査表(4) 水質管理目標設定項目

番号	項目	目標値	検査計画頻度(回/年, 浄水場出口)		備考
			新宮系	上郡系	
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	1	1	
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	1	1	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	1	1	
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1	1	
5	トルエン	0.4mg/L以下	1	1	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	1	1	
7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	1	1	
8	二酸化塩素	0.6mg/L以下	1	1	
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	1	1	
10	抱水クロラル	0.02mg/L以下(暫定)	1	1	
11	農薬類 *a	1以下 *b	1	1	
12	残留塩素	1mg/L以下	1	1	
13	遊離炭酸	20mg/L以下	1	1	
14	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	1	1	
15	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	1	1	
16	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	1	1	
17	臭気強度(TON)	3以下	1	1	
18	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	1	1	
19	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される 集落数が2,000以下(暫定)	1	1	
20	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1	1	

① *a: 農薬類は水質検査表(5)の検査項目を実施します。 *b: 検出値と目標値の比の和として、1以下。

水質検査表(5) 農薬検査項目

No.1

番号	項目	目標値	検査計画頻度(回/年, 浄水場出口)		用途	備考
			新宮系	上郡系		
1	2,4-D(2,4-PA)	0.02 mg/L以下	-	1	除草剤	
2	アシュラム	0.9 mg/L以下	-	1	除草剤	
3	アセフェート	0.006 mg/L以下	1	-	殺虫剤・殺菌剤	
4	イソキサチオン	0.005 mg/L以下	1	-	殺虫剤	
5	エトフェンブロックス	0.08 mg/L以下	1	-	殺虫剤・殺菌剤	
6	オキサジクロメホン	0.02 mg/L以下	1	-	除草剤	
7	カルタップ	0.3 mg/L以下	1	1	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	
8	カルバリル(NAC)	0.05 mg/L以下	1	-	殺虫剤	
9	キノクラミン(ACN)	0.005 mg/L以下	1	1	除草剤	
10	グリホサート	2 mg/L以下	1	-	除草剤	
11	グルホシネート	0.02 mg/L以下	1	1	除草剤・植物成長調整剤	
12	クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L以下	1	-	殺虫剤・殺菌剤	
13	ジクワット	0.005 mg/L以下	1	-	除草剤	
14	シハロホップブチル	0.006 mg/L以下	1	-	除草剤	
15	ジメタメトリン	0.02 mg/L以下	1	-	除草剤	
16	ダイアジノン	0.003 mg/L以下	1	-	殺虫剤・殺菌剤	
17	ダイムロン	0.8 mg/L以下	1	1	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	
18	チアジニル	0.1 mg/L以下	1	1	殺虫剤・殺菌剤	
19	チオジカルブ	0.08 mg/L以下	-	1	殺虫剤	
20	チオファネートメチル	0.3 mg/L以下	1	-	殺虫剤・殺菌剤	

番号	項目	目標値	検査計画頻度(回/年, 浄水場出口)		用途	備考
			新宮系	上郡系		
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	1	-	除草剤	
22	テフリルトリオン	0.002 mg/L以下	1	1	除草剤	
23	トリシクラゾール	0.1 mg/L以下	1	-	殺虫剤・殺菌剤・ 植物成長調整剤	
24	パラコート	0.005 mg/L以下	1	1	除草剤	
25	ピラクロニル	0.01 mg/L以下	1	1	除草剤	
26	ピロキロン	0.05 mg/L以下	1	-	殺虫剤・殺菌剤	
27	フェニトロチオン(MEP)	0.01 mg/L以下	1	-	殺虫剤・殺菌剤・ 植物成長調整剤	
28	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L以下	-	1	殺虫剤・殺菌剤	
29	フェリムゾン	0.05 mg/L以下	1	1	殺虫剤・殺菌剤	
30	フェントエート(PAP)	0.007 mg/L以下	1	-	殺虫剤・殺菌剤	
31	フサライド	0.1 mg/L以下	1	-	殺虫剤・殺菌剤	
32	ブプロフェジン	0.02 mg/L以下	1	-	殺虫剤・殺菌剤	
33	プレチラクロール	0.05 mg/L以下	1	-	除草剤	
34	プロピコナゾール	0.05 mg/L以下	1	1	殺菌剤	
35	プロモブチド	0.1 mg/L以下	1	-	殺虫剤・除草剤	
36	ペンシクロン	0.1 mg/L以下	1	-	殺虫剤・殺菌剤	
37	ベンゾビシクロン	0.09 mg/L以下	-	1	除草剤	
38	ベンタゾン	0.2 mg/L以下	1	-	除草剤	
39	ベンディメタリン	0.3 mg/L以下	1	-	除草剤・植物成長調整剤	
40	馬拉チオン(馬拉ソン)	0.7 mg/L以下	1	-	殺虫剤	
41	メソミル	0.03 mg/L以下	1	-	殺虫剤	
42	メタラキシル	0.06 mg/L以下	1	-	殺虫剤・殺菌剤	

問い合わせ先 播磨高原広域事務組合 上下水道事業所
〒678-1205
兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目5番1号
TEL : 0791-58-0001
FAX : 0791-58-0002